

第83表 事務職員の各都道府県における充足率

(昭39)

充足率			都道府県名				
120	%	以上	群 兵 山 秋 北 京 富 福	馬 庫 口 田 道 都 山 島	他 他 他 福 他	4 5 4 5 2	県 県 県 井 県
110	~	119					
100	~	109					
90	~	99					
80	~	89					
70	~	79					
60	~	69					
50	~	59					
平		均	87.9%				

(「県立学校の実態」)

〔施策の目標〕

- ア 定数法対象教職員の充足率を、昭和45年度までに100%充足の実現に努力する。
- イ 定数法対象以外の職員数も少ないので、学校の管理運営に必要な職員を配当する。当分の間、次の措置の実現をはかる。
 - (ア) 司書を各学校に配置する。
 - (イ) 事務職員の半数にあたる主事補をおく。
 - (ウ) 木造の学校に通年の警備員をおく。
 - (エ) 用務員は、本校に3名、分校に1名配置する。
 - (オ) 職業科拡充計画に見合う理数系、職業系の教員を確保するよう努力する。

〔施策の内容〕

- ア 「後期中等教育審議会」で本県の高等学校の総合的な検討の中で教職員の定数を検討するものとする。
- イ 高校生徒の漸減期は定数充足のまたとない機会であるので、その推進につとめる。生徒募集計画にしたがって教員定数を昭和45年度まで計算すればつぎのとおりである。

標準法による教職員定数

(公立高等学校)

	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度
全日制	4,171	4,222	4,228	4,192	4,102
定時制	671	687	725	743	727
計	4,842	4,909	4,953	4,935	4,829

- ウ 今後職業科が拡充されるので、それに見合う職業系、理数系の教員を計画的、継続的に養成、確保するために、県独自の理工系奨学生制度をさらに充実、継続する等の方策を講ずる。
- エ 高等学校の再編計画と、教育の質的充実計画に即応した教科別教員数の確保をはかる。